HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	ハイチ史における植民地責任 ： 「アメリカによる軍事占領」をとおして
著者	浜，忠雄；HAMA，Tadao
引用	北海学園大学学園論集(147)：143-162
発行日	2011-03-25

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

ハイチ史における植民地責任

――「アメリカによる軍事占領」をとおして――

浜　　忠　雄

はじめに

近年，「植民地責任」という用語が広く使われるようになった。この用語は，永原陽子（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）が，植民地主義の過去を克服していくうえで植民地支配を受けた側とそれを行った側との間で明らかにされるべき関係を分析するために着想した新しい概念である。

永原は科学研究費補助金の交付を受けた研究プロジェクト――「『植民地責任』論からみる脱植民地化の比較歴学的研究」（2004～06年）および「脱植民地化の双方向的歴史過程における『植民地責任』の研究」（2007～10年）――を立ち上げて，総勢35名の歴史研究者による共同研究が行われた。その研究成果の一部は永原を編者とする『「植民地責任」論――脱植民地化の比較史』（青木書店，2009年）として刊行され，この種の専門書としては異例なことに，わずか1年半で4刷を重ねた。

そこでまず，植民地責任とはなにか，である。その定義は，同書に収録された清水正義の論文「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」で明快に示めされている。すなわち，植民地責任とは「他国・他地域の領土・領域を侵犯し，自国領土化し，あるいは自国権益のもとにおき，ないしは自国の経済的勢力圏のもとに組み入れ，それによって植民地住民に甚大な被害を与えたことに対する責任」である。その場合，植民地責任と植民地犯罪とは区別される。「植民地責任は植民地支配を行ったこと自体を言い，その語義には，植民地支配中のさまざまな否定的な残虐行為，つまり植民地住民に対する暴力，虐殺，略奪，侮辱行為，強制労働徴用，奴隷化などの植民地犯罪を含みはするものの，それらの残虐行為自体を意味するものではない」。清水は，また，「植民地責任に際して民族の平和に対する罪という概念もありうるかもしれない」とし，「本来，独自の政治的・文化的アイデンティティをもつ地域に対して，その平和的存続を阻害し，一方的に自国の植民地と化することはそれ自体が今日では国際社会の平和と秩序を乱す不当な行為とみなされよう」と指摘する（54頁）。傾聴すべき問題提起であろう。

ハイチ史の立場から共同研究に加わった筆者は，2002年から04年にかけて当時のハイチ共和国大統領ジャン=ベルトラン・アリスティドが旧宗主国フランスに対して繰り返し表明した「返還

と補償」の要求[1] を手がかりに，ハイチに対するフランスの植民地責任について検討し，その結果を同書に収録の拙論「ハイチによる『返還と補償』の要求」にまとめ，次のように結論した。

> カリブ海地域はヨーロッパによる植民地支配や収奪を世界のどの地域よりも古くから，そしてもっとも強く受けてきた場所である。なかでも，ハイチはそうである。奴隷貿易と奴隷制度による生命の略奪や人格の毀損，プランテーションの導入とモノカルチャーの強制による生産構造の奇形化と生態系の破壊，ムラート対黒人の分裂と反目を生みだした植民地支配のあり方，ナポレオンによるハイチ革命への軍事介入に起因する焦土化，独立後に課せられた「賠償金」という名の制裁，などなどである。それらは，植民地責任と表現するしかないものであろう（183 頁）。

その拙論で検討したのはフランスの植民地責任だけである。だが，植民地責任論という視角からハイチ史を考える場合には，もう一つ問題にしなければならないことがある。それはハイチに対するアメリカの植民地責任についてである。本稿では，ハイチ史における植民地責任論の一環として，1915 年から 34 年までつづいたアメリカによるハイチの軍事占領に焦点をあてる。後述するように，ハイチの主権を侵害して政治，経済の両面で「裏庭化」した軍事占領は，公式の植民地化ではなかったとはいえ，その内実は植民地支配の一形態と言えるものだったからである。

筆者の問題関心は二つある。一つは「ハイチ史における『独立』と『脱植民地化』のズレ」という問題である。言うまでもなく，ハイチは国際的な認知を得た独立国家である。だが筆者は，主権国家としての内実には大きな問題があり，「脱植民地化」は未完成であると考える。

ハイチ史には「第二の独立」という言い方がある。アメリカによる軍事占領が解除されたのを記念して 1934 年 8 月 21 日に祝賀行事が催されたが，そのときの標語は「第二の独立 Deuxième Indépendance」であった。また，1991 年 2 月 7 日，アリスティドは自らの大統領就任が 1957 年から 86 年までの長きにわたったデュヴァリエ父子による独裁政治の終焉と「民主化」への起点となるものだとして，「私たちは第二の独立を勝ち取るために 200 年の歳月を要しました。私たちはフランスからの独立のために『解放を，しからずば死を』と呼びかけました。私たちは今，力を込めて『民主主義を，しからずば死を』と叫ばなければなりません[2]」と演説した。これらの事例は，ハイチは 1804 年の独立宣言以来，国家主権を一貫して，かつ十全に維持し得ていたのではないことを，ハイチ人自身が認識していることを示している。

「植民地」あるいは「植民地主義」という概念が何を含意しているかは一概に言うことができない[3]

---

[1] アリスティドの要求とフランスの対応の問題点については，浜忠雄「ハイチによる『返還と補償』要求をめぐって ――『植民地責任』論のための準備的考察」『年報　新人文学』壱号，2005 年，40-75 頁で詳論した。

[2] 佐藤文則『ハイチ ―― 目覚めたカリブの黒人共和国』凱風社，1999 年，148 頁による。

[3] ユルゲン・オースタハメル『植民地主義とは何か』石井良訳，論創社，2005 年を参照。

のと同様に，「脱植民地化」という概念が何を含意しているかも一概に言うことはできないが，筆者はハイチの「脱植民地化」を「植民地支配の負の遺産の払拭」という意味で理解する。たとえば，前掲の拙論「ハイチによる『返還と補償』の要求」では次のように書いた。

> 現代ハイチの政治・社会・経済構造を規定する国民的統合の欠如は，植民地時代の支配のあり方，つまり奴隷制度に歴史的な淵源がある，ということである。換言すれば，植民地支配と奴隷制度の負の遺産はいまなお強固に残存しており，ハイチの「脱植民地化」は未完である，ということにほかならない（182 頁）。

もう一つの問題関心は，これまでアメリカが植民地責任論の対象となってこなかったことについてである。この点では，前掲書に収録された中野聡の論文「『植民地責任』論と米国社会 ── 抗議・承認・生存戦略」が参照される。中野は，「植民地主義の遺制という点では，米国の現在の姿は，ある意味でヨーロッパ諸国よりもいっそう，植民地帝国としての姿をとどめている。にもかかわらず，海外植民地帝国であるという自覚は，米国社会において過去も現在もきわめて希薄である」（380 頁），また，植民地支配を受けた側でもアメリカの植民地支配を植民地責任論の対象として語られる可能性はほとんどないとし（368 頁），次のように書いている。

> 〔ヒスパニックは〕アメリカ・インディアンや黒人と同様に歴史的に「植民地状況」に囲い込まれてきた存在であり，またこれだけ人口が急増して米国政治で重みを増す存在となっているにもかかわらず，いかなる「謝罪決議」の動きも見られないのはなぜだろうか。ヒスパニックが米国史において「植民地責任」を問えるような論争的な存在ではないからであろうか。事実は逆である。むしろ，植民地権力としての米国と植民地化された客体としてのヒスパニックのせめぎ合いは ──「謝罪決議」に付きものの回顧的な省察を許さない ── あまりにも現在的な争点であり，ヒスパニックの自己主張と「よりよい国民国家」づくりの論理との関係はあまりにも微妙なのである（377 頁）。
>
> 1898 年の 3 大併合地（ハワイ，プエルトリコ，フィリピン）のうち，「謝罪決議」は，「本土」化され，国民国家に包摂されたハワイ先住民に対してのみ行われた。米比戦争の歴史を振り返れば米国のフィリピン併合の侵略性は明らかであり，……それにもかかわらず，「謝罪」を要求する声はフィリピンから聞かれない（383 頁）。

問題は，海外植民地帝国であるという自覚が希薄で，植民地責任論の対象となってこなかったのはなぜかである。以下では，アメリカによるハイチ軍事占領の経緯と占領下の政策を具体的に概観してアメリカの植民地責任に焦点をあて，そのうえで，ハイチ史の全体をとおしての植民地責任のあり様を検討する。

本論に先立って，披見した文献について触れておく。

アメリカによるハイチ軍事占領を主題とした著書は以下の4点である。

・François Blancpain, *Haïti et les États-Unis, 1915-1934, Histoire d'une occupation*, Paris, 1999.

・Peter Bunce, *Foundations on Sand: An Analysis of the First United States Occupation of Haiti, 1915-1934*, 1995. (http://www.globalsecurity.org/military/library/report/1995/BPL.htm)

・Arthur C. Millspaugh, *Haiti under American control, 1915-1930*, 1931, Rep., Westport, Connecticut, 1970.

・Mary A. Renda, *Taking Haiti. Military Occupation & the Culture of U.S. Imperialism*, Chapel Hill & London, 2001.

なお，上記の文献でしばしば言及される重要文献にHans Schmidt, *The United States Occupation of Haiti, 1915-1934*, New Brunswick, N. J., 1971があるが，残念ながら未見である。

アメリカによるハイチ軍事占領を主題としていないが，ハイチ史あるいはラテンアメリカ・カリブ海域史のなかで関説した文献として以下の10点を参照した。

・Jacques Barros, *Haïti. De 1804 à nos jours*, 2 vols., t.1, Paris, 1984.

・Patrick Bellgarde-Smith, *Haiti. The Breached Citadel*, Boulder, San Francisco, London, 1990.

・François Blancpain, *Un siècle de relations financières entre Haïti et la France, 1825-1922*, Paris, 2001.

・Frantz Douyon, *Haïti, de l'indépendance à la dépendance*, Paris, 2004.

・Philippe R. Girard, *Paradaise Lost. Haiti's Tumultuous Journey from Pearl of the Caribbean to Third World Hotspot*, New York, 2005.

・Robert Debs Heinl / Nancy Gordon Heinl, *Written in Blood. The Story of Haitian People, 1492-1995*, revised and expanded by M. Heinl, Lonham, 1995.

・David Nicholls, *From Dessalines to Duvalier. Race, Colour and National Independence in Haiti*, Cambridge U.P., 1979.

・Brend Gayle Plummer, *Haiti and the Great Powers, 1902-1915*, Baton Rouge and London, 1988.

・Jan Rogoziński, *A Brief History of the Caribbean, from the Arawak and Carib to the Present*, New York, 1999, Revised ed., 2000.

・Brian Weistein / Aaron Segal, *Haiti. Political Failure, Cultural Successes*, New York, 1984.

日本での本格的な研究は皆無だが，アメリカ史あるいはラテンアメリカ・カリブ海域史の概説書のなかで部分的・断片的に言及したものとして以下の3点がある。

・有賀貞，木下尚一，志邨晃佑，平野孝編『アメリカ史(2) 1877 年～1992 年』（世界歴史大系，山川出版社，1993 年），とくに第 2 章「革新主義改革と対外進出」（志邨晃佑）
・加茂雄三『地中海からカリブ海へ』（これからの世界史 6，平凡社，1996 年）
・増田義郎，山田睦夫編『ラテンアメリカ史 I ── メキシコ・中央アメリカ・カリブ海』（新版世界各国史 25，山川出版社，1999 年）

なお，筆者は『ハイチ革命とフランス革命』（北海道大学図書刊行会，1998 年）でアメリカによるハイチ軍事占領について略述したことがある。

カリブ海地域

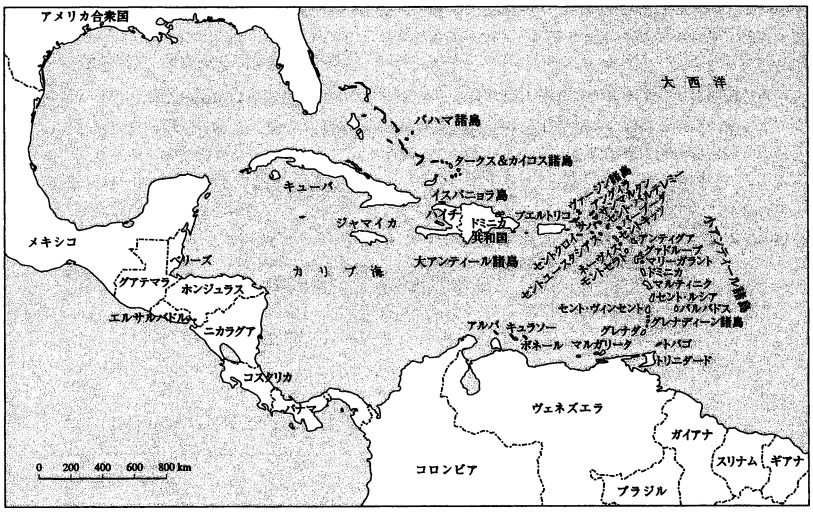

ハイチ共和国

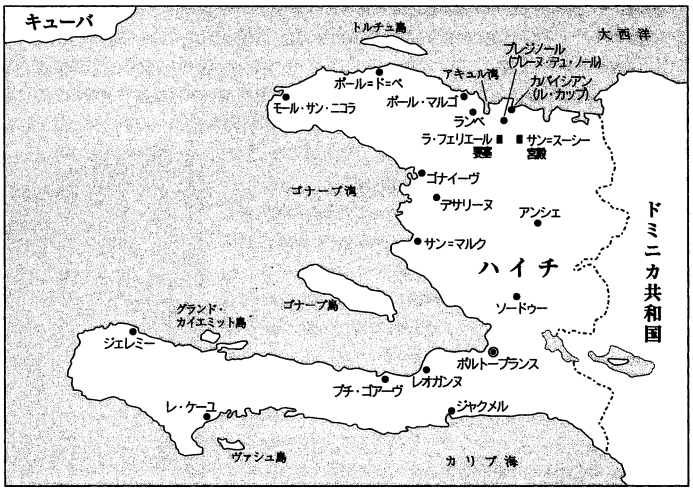

1．アメリカによる軍事占領

南北戦争後に急速な発展を遂げて「北の巨人」となったアメリカは，国勢調査で「フロンティアの消滅」が宣言された1890年前後から急速に対外膨張を展開し，大陸内帝国から一大海上帝国へと転身する。その波は間もなくカリブ海地域にも及び，1898年の米西戦争でプエルトリコを併合したのを皮切りに，キューバ・グアンタナモの租借(1903年)，パナマ共和国の創設と運河地域の占領(03年)，ドミニカ共和国の関税支配(05年)，ニカラグア占領(09～33年)，ハイチ占領(15～34年)，ドミニカ共和国占領(16～24年)へとつづいた。

周知のように，アメリカのカリブ海政策の基調となったのは「モンロー主義」の援用であり，それは，1904年12月6日のセオドア・ローズヴェルト大統領第4回年次教書において述べられた，通常「モンロー主義のローズヴェルト系」と呼ばれるものに端的に示されている。

> 文明社会のきずなに全般的な弛緩を生じさせる慢性的な非行ないし無能力は，アメリカ大陸であれ，ほかのいずこであれ，最終的には，いずれかの文明国による干渉を必要ならしめるであろう。そして西半球においては，モンロー主義を信奉する合衆国としては，そのような非行ないし無能力のはなはだしい事例に際して，ためらいつつではあるが，国際警察力の行使を余儀なくされるであろう。カリブ海に面するあらゆる国ぐにが，キューバがプラット修正〔1901年3月〕の助けを借りて，わが軍の撤退後に立証したごとき，また南北アメリカの多くの共和国がつねに，かつ見事に立証しているごとき，安定した正しい文明による進歩を立証するならば，それらの国ぐにの事情に対するわが国の干渉の問題はすべて終息するであろう。(志邨晃佑訳)[4]

だが，ひとしく「モンロー主義」の援用と言っても，ハイチ軍事占領の前後に登場する3人のアメリカ大統領の路線には差異があることも指摘されてきた。たとえば，志邨晃佑の整理によれば，大略，次のようである。

まずセオドア・ローズヴェルト(在1901～09年)は，世界強国としてのアメリカの地位を確立し，また不安定な後進地域に文明の秩序をもたらすために，「穏やかに語り，太い杖を携えて進む」とした。普通「ビッグ・スティック(棍棒)外交」と呼ばれるものである。次のウィリアム・タフト(在1909～13年)の場合は，「弾丸に代えてドルをもってする」いわゆる「ドル外交」であり，カリブ海諸国がヨーロッパの列強に負っていた債務をアメリカ資本によって肩代わりさせることによってこの地域への列強の介入を阻止するとともに，それらの諸国に経済的・社会的な改善と安定をもたらそうとした。これに対してウッドロー・ウィルソン(在1913～21年)は，「ビッ

[4] 木下尚一，有賀卓，志邨晃佑，平野孝編『史料が語るアメリカ』有斐閣，1989年，142頁。

グ・スティック外交」と「ドル外交」とをともに批判して，アメリカの自由主義と民主主義の理想を世界に広げる使命を声高に語ったことから，「ミッショナリー（宣教師）外交」と特徴づけられる[5]。

このような差異はあるものの，カリブ海地域に強力に介入して「裏庭化」することを意図している点では共通していると言ってよい。しかし，とりわけハイチ軍事占領時の大統領ウィルソンの路線については，具体的な分析にもとづいた吟味が必要であり，後に言及する。

その前に，軍事占領に先立つ時代のハイチ政策の流れを辿る。

独立後のハイチに対するアメリカの基本的なスタンスは「交易すれども承認せず」というものであり，それは1825年にフランスがハイチを独立国家としてはじめて承認した後も変わらない。すなわち，1825年12月6日にジョン・クインジー・アダムズ大統領が述べたように，「ハイチは，独立国家といっても名ばかりであり，植民地的従属国に等しい[6]」とされた。この時期のアメリカ＝ハイチ間の貿易高はイギリスやフランスのそれをはるかに上回り最大のシェアーを占めたし，通商代表をポルトープランスとレ・ケーユに派遣し，また，民間レベルではハイチへの黒人の移住運動が見られたものの，公式の外交関係の樹立とはならなかったのである。

アメリカがハイチを独立国家として承認したのは1862年6月2日のことである。それまでの「交易すれども承認せず」というスタンスから一転して承認へと向かう動機が「交易上の利益」にあったことは，リンカーン大統領の1861年12月3日下院議会演説に見ることができる。曰く，「ハイチとリベリアの主権と独立を拒否しつづけるどんな良き理由があろうとも，私はそれを認めることはできない。両国との協定によって交易上の利益が得られるだろうことは疑いを容れないのであります[7]。」

アメリカがハイチに接触を開始したのは戦略的な思惑からである。1891年にアメリカ（ベンジャミン・ハリソン大統領）はゲラルディ提督率いる使節を介してフロルヴィル・イッポリト大統領にハイチ北西部の港モール・サン・ニコラの譲渡を打診した。モール・サン・ニコラはアメリカの一大関心事であったパナマにいたる航行路となるウィンドワード海峡を挟んでキューバ東端から130キロメートルの対岸に位置する要衝であり自然の良港であった。しかし，ハイチは譲渡に同意しなかった。1903年になってアメリカはキューバ東端のグアンタナモを租借する。確証は得られていないが，グアンタナモはモール・サン・ニコラの代替地という意味を持ったと言ってよいかもしれない。

アメリカのハイチ進出の端緒となったのは1910年の「マクドナルド協定」である。この協定は，

---

[5] 志邨晃佑「革新主義改革と対外進出」有賀貞，木下尚一，志邨晃佑，平野孝編『アメリカ史(2) 1877年～1992年』（世界歴史大系，山川出版社，1993年）154-167頁。

[6] Oruno Denis-Lara, *Caraïbes en construction: espace, colonisation, résistance*, 2 vols., Paris, 1992, t.1, p.424.

[7] Gordon S. Brown, *Toussaint's Clause. The Founding Fathers and the Haitian Revolution*, Jackson, 2005, p.292.

ハイチがアメリカの実業家ジェームズ・P・マクドナルドに対して，①ポルトープランス＝カパイシアン間などの鉄道敷設用地を譲渡し，②20キロメートルの鉄道沿線農地をバナナ・プランテーションとして開拓する権利を与え，③その見返りとして，50年間にわたって1カロ（約1.3ヘクタール）あたり年1ドルの地代を納付する，④協定期間中，ハイチは線路1キロメートルにつき33,000ドルを支払い，投資した資本の最低6％の利益を会社に保障する，という内容である。つまり，建設資金を投下し利益を保障するが，その運用については何らの統制も行わないというものであった。結果的には鉄道は完成しなかったが，「マクドナルド協定」はアメリカの本格的なハイチ進出の重要な足掛かりとなった。

同じ1910年には，1880年に設立されていた「ハイチ国立銀行 Banque Nationale d'Haïti」を改組して，「ハイチ共和国銀行 Banque Nationale de la République d'Haïti」を設立させ，「ナショナル・シティ・バンク National City Bank」が40％を出資することとなった。

ところで，アメリカがハイチに積極的に介入する背景には，19世紀末におけるドイツのハイチ進出があった[8]。ドイツ人のコミュニティーは200人程度の少数だったが，有力なムラートと婚姻関係を結ぶことによって，1805年のハイチ最初の憲法以来，外国人に対して禁止されていた不動産所有に巧妙に参入し，対外貿易の8割を支配するとともに，ポルトープランスの路面電車や北部の鉄道開発にも関与し，債権確保のため国立銀行を通じて関税の管轄権を狙っていたのである。ドイツのハイチ進出はウィルソン大統領の最大の懸念であった。

さて，ハイチ軍事占領の発端となった1915年の主な出来事は次のとおりである。

7月27日，ロサルボ・ボボらの反政府勢力が首都に迫るのに対抗して，ヴィルブラン・ギヨーム・サム大統領が投獄中の反政府派の政治囚167人（一説では173人）の虐殺を命じる。サムはフランス大使館に，主たる虐殺執行者オスカール・エティエンヌはドミニカ共和国大使館に逃げ込む。

7月28日，これに激怒した群衆が両大使館に侵入し，エティエンヌを殺害，サムを八つ裂きにし死体を掲げてポルトープランス市内を行進した。同日，アメリカ(ウィルソン大統領)はウィリアム・B・ケイパートン提督に「財産保護と秩序維持」を命じた。かねてポルトー

[8] ドイツは19世紀後半にラテンアメリカ，カリブ海地域へ進出した。ハイチもその一部だが，ドイツはすでに1791年に始まるハイチ革命の展開に特別の関心を寄せていた。その点では，ドイツにおけるハイチ報道のあり方を追跡することによって，18世紀末から20世紀初頭までをとおしてドイツにとってハイチは一つの「鏡」であったことを解明した Karin Schüller, "From Liberalism to Racism: German Historians, Journalists, and the Haitian Revolution from the Late Eighteenth to the Early Twentieth Centuries", in: David Patrick Geggus (ed.), *The Impact of the Haitian Revolution in the Atlantic World*, Columbia, 2001, pp.25-43 が興味深い。また，ヘーゲルが『精神現象学』(1807年)において，ハイチ革命＝独立に関する情報をもとに，普通「支配と隷属の弁証法」あるいは「主奴の弁証法」と呼ばれる論説を展開したことを取り上げた Susan Buck-Morss, *Hegel, Haiti, and Universal History*, Pittsburgh, 2008 も参照される。これらの点については，浜「ハイチ革命再考」『年報　新人文学』7号，2010年で詳しく紹介した。

プランス沖に停泊中の巡洋艦から 300 人の海兵隊が上陸した。

8 月 2 日，新たに海兵隊 2000 人が上陸し，戒厳令を公布した。

8 月 12 日，ケイパートンが最初の弁務官に就任。ハイチ議会は，アメリカの意向を容れて，上院議長でムラートのフィリップ・シュードレ・ダルティグナーヴを新大統領に指名した。

8 月 16 日，ケイパートンがアメリカ国務省の指示により税関を統制下に置いた。後にすべての行政機関を制御した。

以上が軍事占領の経緯だが，それにしても，アメリカの対応は素早いものであった。フランソワ・ブランパンが「ハイチの内政への介入はかなり前から準備されていた。それは不可避で時間の問題だった[9]」と書いているように，介入の機をうかがっていた気配がある。

次に，軍事占領下の政策から重要な事項を示す。

最初は，1915 年 9 月 16 日に締結された「アメリカ=ハイチ条約」である。全 16 カ条からなる条約の主な条文は次のとおりである[10]。

第 1 条　アメリカ合衆国政府は，適切な助言により，ハイチ政府が農業・工業・商業の適切かつ効率的な発展および安定的かつ健全なる財政の確立を図るのを援助する。

第 2 条　ハイチ大統領は，合衆国大統領が指名する関税局長および財務大臣直属の財務顧問を任命する。

第 5 条　関税収入はすべて，税関の諸費用，ハイチ共和国の債務の返済，第 10 条に定める警察機構の維持に充て，残額はハイチ政府の緊要の費用に充てる。

第 8 条　ハイチ共和国は，合衆国大統領の事前の同意なしに，国家債務の増額をなし得ない。

第 9 条　ハイチ共和国は，合衆国大統領の事前の同意なしに，関税の変更をなし得ない。

第 10 条　ハイチ政府は，治安の維持と人権の保護および本条約の遵守のために，都市と農村に効率的な警察機構[11] を遅滞なく創設する義務を負う。警察機構は合衆国大統領による指名に基づきハイチ大統領が任命するアメリカ人によって編成され統率されるものとする。

第 16 条　本条約の有効期間を 10 年とする。ただし，当事国の一方が条約の目的が達成されていないと認める場合には，さらに 10 年間延長できるものとする。

見られるように，「安定的かつ健全なる財政の確立」を名目とした財政と税関の掌握，「治安の維持と人権の保護」を名目とする警察機構の掌握をとおして，ハイチを完全にアメリカの管理下

[9] François Blancpain, *Haïti et les États-Unis, 1915-1934, Histoire d'une occupation*, Paris, 1999, p.23.

[10] Peter Bunce, *Foundations on Sand: An Analysis of the First United States Occupation of Haiti, 1915-1934*, 1995. (http://www.globalsecurity.org/military/library/report/1995/BPL.htm) pp.98-101 による。

[11] この規定を受けて，1916 年に「憲兵隊 gendarmerie」が設置された。

に置いたのである。

占領下の政策として第 2 に重要なのは，1918 年 6 月 12 日に制定された新憲法[12] である。この憲法は，当時，海軍次官の役職にあったフランクリン・D・ローズヴェルトが作成したもので，国民投票に付され，賛成 98,255，反対 768(投票率は 5 %以下)の結果を受けて制定された。全 128 カ条からなる憲法は，立法・行政・司法の三権分立の原則に立ち，基本的人権についての規定も盛り込まれていることから見て，近代的な憲法としての体裁を備えたものと言ってよい。

憲法で重要なのは，第 5 条において「ハイチに在住するすべての外国人，および居住・農業・商業・産業・教育の必要によって外国人が設立する団体に土地所有権を認める」とされたことである。この規定は，1805 年 5 月 20 日のハイチ最初の憲法が「外国人が奴隷所有者としてハイチに入国することも，ハイチに財産を所有することも禁止する」(第 12 条) として以来，一貫して禁止されてきた外国人の不動産所有を憲法上も解禁したことを意味する。独立直後のハイチが外国人の不動産所有を禁止したのは，フランスによって「再征服」されて奴隷制度が復活されるのを未然に防止することを意図したものだったが，その後は外国勢力の介入を排除するための安全弁とされてきたものであった。しかるに，新憲法の第 5 条の規定を受けて，「ハイチ=アメリカ製糖会社 HASCO」「ハイチ貿易会社 SCH」「ハイチ・パイナップル会社 HPC」「ハイチ=アメリカ開発会社 HADCO」などアメリカ資本による企業が 28,000 ヘクタールもの広大な土地を獲得することとなったのである[13]。

憲法でさらに重要なのは，憲法末尾に付された「特別条項」で「軍事占領期間中の合衆国政府の一切の行為は批准され認証されるものとする」とされたことである。これは，アメリカに超法規的な絶対的権限を付与することでハイチの国家主権を根底から毀損するもので，軍事占領は，形のうえでは間接統治だが，限りなく植民地主義的な直接支配に近いことを意味した。

占領下の政策として第 3 に重要なのは，疑似奴隷制と言うべき強制労働徴用が行われたことである。ハイチでは 1864 年に道路建設のための強制労役 corvée に農民を年 3 日間徴用することを定めたことがあった。20 世紀初頭には廃止されていたこの 1864 年法をアメリカは復活させて濫用したのである。憲兵隊は，ハイチ人をロープでつないで歩かせ，何週間あるいは何カ月も地域の外で働かせた。その結果，道路建設費用は 1 マイル当たり 51,000 ドルから 205 ドルに縮減された。1918 年 10 月に強制労働徴用は廃止されたが，非合法には 19 年までつづいたという[14]。

占領下の政策として第 4 に言及すべきは，農民を主体とする抵抗運動を圧殺したことである。占領軍による強制労働徴用に反撥した北部の農民は「カコ」と呼ばれる武装集団を中核として抵抗した。シャルルマーニュ・ペラルトとブノワ・バットラヴィルらの指揮下に 15,000 人が加わった「カコ」は，激しいゲリラ戦を展開して「占領者ヤンキー」に立ち向かった。これに対してア

[12] Bunce, *op. cit*., pp.114-131 による。
[13] Paul Moral, *Le paysan haïtien: Etude sur la vie rurale en Haïti*, Paris, 1961, p.63.
[14] Bunce, *op. cit*., p.22.

「シャルルマーニュ・ペラルトの磔刑」

米軍が撮影した写真[16]

フィロメ・オバン画（1955 年）[17]

メリカ軍は 1919 年 10 月にペラルトを待ち伏せで逮捕して処刑し，その死体を見せしめのために戸板に貼って晒した（上の写真と絵を参照)。「カコ」に加わった農民も最後のリーダーが殺されて抵抗運動が収束する 20 年 5 月までに数千人が身柄拘束され，2,250 人の犠牲者が出た。こうして，農民は武装解除されたのである。また，占領期間中には，総人口 200 万人のうち約 30 万人が「難民」となってドミニカ共和国やキューバなどへと出国した[15]。

繰り返すが，アメリカによるハイチ軍事占領が行われたときの大統領はウィルソンである。先述したように，アメリカ史の概説書では，ウィルソンの路線は，「ビッグ・スティック外交」と「ドル外交」をともに批判して，アメリカの自由主義と民主主義の理想を世界に広げることを使命とする「ミッショナリー外交」と特徴づけられてきた。だが，占領下に行われた実際の政策を見れば，とてものこと「ミッショナリー外交」とは言い難く，圧倒的な軍事力を背景とした強圧的な外交であった。ハイチ史の視点から見るならば，ウィルソンのカリブ海政策についての通説的な性格づけは修正されなければならないであろう。

アメリカが海兵隊の最後の部隊を撤退して 19 年間つづいた軍事占領を解除したのは 1934 年 8 月 14 日である。これに先立つ 7 月 5 日，現役大統領としてはじめてハイチを訪問したフランクリン・D・ローズヴェルトは，占領解除を「善隣外交」と誇示した。だが，むしろ「裏庭化」が完成したためと見るべきであろう。実際，1915 年の「アメリカ=ハイチ条約」に基づく警察機構はアメリカによる監督制度が廃止されて「ハイチ化 haïtinisation」されたが，「ハイチ共和国銀行」をはじめ，行政機関の多くはアメリカの統制下に残されたのである。また，ジャック・ルマンらが 34

[15] Patrick Bellgarde-Smith, *Haiti. The Breached Citadel*, Boulder, San Francisco, London, 1990, pp.78-86.
[16] 出典：David Nicholls, *Haiti in the Caribbean Context. Ethnicity, Economy and Revolt*, New York, 1985.
[17] 出典：http://www.discoverhaiti.com/artsynop.htm. フィロメ・オバン（1892～1986 年）はハイチ・アートを代表する巨匠の一人であり，多くの「歴史画」も残した。詳しくは拙論「ブラック・ディアスポラとハイチ・アート」『北海学園大学学園論集』132 号，2007 年で触れた。

年に創設したハイチ共産党はただちに非合法化され，35年に締結された通商協定ではアメリカの利益が最大限に尊重されるなど，アメリカにとっての憂慮が解消されたのである。

2．ハイチ史における軍事占領の意味

20世紀初頭から今日にいたるまでのハイチ史はアメリカのプレゼンスを抜きにして語ることができない。アメリカのプレゼンスを示す具体的な事例をいくつか列挙する。

独立後のハイチではたびたび独裁者が現れたが，1957年から86年までつづいたフランソワ・デュヴァリエとジャン=クロード・デュヴァリエの父子2代による独裁政治はその極致であった。二院制議会を解散して一党独裁の一院制議会とし，世襲の終身大統領制をしき，「トントン・マクート[18]」の名で知られた大統領直属の私兵＝準軍組織を使って民主主義を圧殺し，黒人大衆のなかで根を張っていたヴードゥー教を逆用して大統領と政府に逆らう者は動物に化身させると脅した。国際法律家協会が「世界中でもっとも浅ましい国の一つ」と呼んだ，この暗黒の恐怖政治の最大の理解者となり経済・軍事援助を惜しまなかったのがアメリカである。キューバ革命の成功(1959年）によって左傾化しつつあったカリブ海地域で，ハイチを「反共の砦」と見たからである。85年10月，北部の都市ゴナイーヴで食料を要求するデモに参加していた4人の学生を秘密警察が射殺した事件を発端に，これに抗議する学生のストライキや労働者のゼネスト，反政府運動が急速に拡大した。窮地に陥ったジャン=クロードは翌86年2月7日に国外へ逃亡した。この逃亡劇のお膳立てをしたのもアメリカであり，ジャン=クロードはアメリカ差し向けの軍用機でフランスへと飛び発った。独裁政治とアメリカによる支配とは表裏の関係にあったのである。

デュヴァリエ体制の終焉後，1990年12月にハイチの歴史上最初の民主的な大統領選挙が実施され，「改革と民主主義のための国民戦線」が推すアリスティド神父が当選し，翌91年2月7日に就任した。「解放の神学」を奉じて，生活水準の向上，政治参加，民衆文化の復権を目指したアリスティドの政策に注目と期待が集まった。だが，それも束の間，同年9月30日の軍事クーデタでアリスティドはアメリカに逃れなければならなかった。クーデタによって政権に就いたラウル・セドラ軍司令官に対する国際的批判が高まるなか，94年にアメリカは国連安保理事会を動かして全面禁輸などの経済制裁とアメリカ軍を主力とする多国籍軍の創設を決議させて侵攻した。それは第二次軍事占領と言うべきものであった。同年10月にアリスティドが帰国して約1年の残任期間，政権に復帰した。翌95年12月の大統領選挙ではアリスティドの支持母体である政党連合「ラヴァラス」(「汚物や不正を洗い流し浄化する激流」の意味）が擁立したルネ・ガルシア・プレヴァルが当選したのにつづき，2001年にはアリスティドが二期目の政権に就いて，ようやく安定に向かうかに見えた。

[18]「トントン・マクート」とは，もともとハイチの子供たちの間で語り伝えられるフォークロアに登場する人物で，夜中に出没・徘徊しては「悪い子」を捕まえて「藁の袋〔マクート〕」に入れて連れ去り食べてしまう「鬼〔トントン〕」のことを言う。

だが，2004 年には反政府武装勢力が主要都市を占拠して首都への侵攻の構えを見せる緊迫した状況のなか，2 月 29 日にアリスティドは大統領を辞任して出国した。この政変について，当初はアリスティドが流血を回避するために自発的に身を引いたとの報道が大勢を占めたが，今では「アメリカとフランスが仕組んだクーデタ」と見るのが支配的である[19]。

以来今日まで，ハイチは 2004 年 4 月 30 日の国連安保理決議 1542 号に基づく「国連ハイチ安定化ミッション」（Mission des Nations Unis pour la stabilisation en Haïti, MINUSTAH）の管理下にある。管理は政治・経済にも及ぶ。アメリカと IMF は対外債務返済のための政府支出の削減や国営企業の民営化などを内容とする構造調整プログラムを押しつけてきた。また，ウォルマートやディズニーなどアメリカの企業は，輸出向け組立工場（ラジオや鞄，ブラジャー，アメリカ大リーグが使用する野球ボール，ディズニーランドで売られているミッキーマウスやポカホンタスのパジャマなど）を作って，労働者を時給 10 セント足らずの低賃金で搾取して利益を上げるなど，産業と天然資源を支配してきた。それらは事実上，アメリカによる植民地支配であり，ハイチの貧困がさらに広がり深まる要因となった。

そして，2010 年 1 月 12 日の大地震の後には第三次軍事占領と言うべき状況が生まれた。たとえば，ジョン・ピルジャーは 1 月 28 日付の論説「ハイチの誘拐」で次のように書いている。

> アメリカは素早くかつ露骨にハイチを略奪した。1 月 22 日，アメリカはハイチのすべての空港，港湾を占有し，道路を「確保する」ための「正式認可」を国連から取り付けた。この合意文書にハイチ側の署名はなく，法的な根拠はまったくない。大国アメリカは海上封鎖を布き，13,000 人にのぼる海兵隊や特殊部隊，秘密捜査官，傭兵を送り込み，力による支配を確立した。13,000 人のうち人道支援の訓練を受けた者は一人としていない[20]。

以上の事例に見られるように，ハイチ現代史は対米従属によって特徴づけられるが，その歴史的起点となったのが 1915 年から 34 年までつづいた第一次軍事占領にほかならない。

ここで，披見し得た従来の研究が軍事占領をどのように「評価」してきたかについて言及しておきたい。もとより，論者によって一様ではないが，ほぼ最大公約数的な理解を示しているのはフランソワ・ブランパンの『ハイチと合衆国，1915〜1934 年，占領の歴史』（1999 年）である。

ブランパンは，アメリカの対ハイチ政策は当初，戦略的な動機によるものだったが，軍事占領

[19]「政変」を「アメリカが協賛したクーデタ」「ワシントンとパリがアリスティドを転覆させた」などと見るウェブサイトには，以下のものがある。“US Sponsored Coup d’Etat. The Destabilization of Hait by Michel Chossudovsky” (http://www.globalresearch.ca./articles/CHO402D.html); “Le kidnapping du 29 février. L’OEA saisit la Caricom” (http://haiti-progres.com/top05-26.html); “Washington and Paris overthrow Aristide. Coup d’Etat in Haiti” (http://www.voltairenetwork.net/article7.html)

[20] John Pilger, “The Kidnapping of Haiti” (http://www.zcommunications.org/the-kidnapping -of- haiti-by-john-pilger) ジョン・ピルジャーはオーストラリア出身でイギリス在住のジャーナリストである。

の直前あたりからは財政的な思惑へと転換したとし，それは第一次世界大戦の勃発でヨーロッパ諸国がハイチに介入する可能性が少なくなったためだとする。彼は，軍事占領を「西洋型資本主義システムによる近代化の試み」と見る。その効果は，治安の回復，事業や公的資金の管理の公平・効率化，とりわけルイ・ボルノ政権（1922〜30年）下に見られた財政の立て直し，紛争の解決，公的資金の誠実な使用などによる国家機能の強化となって現れた。また副次的には，1700キロメートルの道路整備，病院や農村巡回診療車などによる公衆衛生の改善，公共施設の建造，ダミアン農業学校の開設など，インフラの整備もなされた。だが，その反面，対米依存が強まったために国の自立性が弱まり，また，道路も橋も病院も農村巡回診療車も公共建築物も間もなく消失してしまい，工業は天然資源と技術者の欠如の故に相変わらず幼弱のままで，農業もプリミティヴな水準で日常食料の生産にとどまる，という「見えにくい」結果も生まれた。要するに，軍事占領の効果は過大に評価することはできず，ハイチの土壌に西洋を接ぎ穂すること，つまり「西洋型資本主義システムによる近代化の試み」は失敗に終わった，と結論する[21]。

重要なことは，対米従属の構造が独立以来のハイチ史のもう一つの特徴である国民的統合の欠如と密接に関連していることである。軍事占領の時代には，ムラートを優遇する政策が採られたために，エリート層を形成するムラートと下層の黒人との間の反目・軋轢が増長され，また，その反動として，後の「黒人主義 noirisme」の土壌形成につながったのである[22]。

アレックス・デュピュイは，ムラートと黒人との間の反目に起因する国民的統合の欠如と対米従属との相関関係を的確に指摘している。大略，次のようである。

> ハイチ社会の根底には人種的関係がある。肌の色の濃淡の違い，つまり，黒人かムラートかの違いが階級関係や政治的な関係を規定している。人種的関係をベースとする階級間の衝突が政治的関係や支配の構造を生み出し，また逆に，政治的関係や支配の構造が社会的・経済的関係を再生産してきた。国家の要職に就くことが社会的上昇のための重要な手段であり，その結果，国家権力を握ろうとする果てしない衝突が繰り返されてきた。しかも，国家権力を掌握した者はしばしば外国資本と同盟し，これに譲歩してきたために，自国の産業の調和の取れた発展は妨げられる。そして，産業の停滞は世界経済システムの中枢諸国，とくにアメリカへの従属と依存の関係を増幅してきた[23]。

さらに，軍事占領がもたらしたものとして無視できないのは，シドニー・W・ミンツが語って

[21] Blancpain, *op. cit*., pp.333-348.

[22] Jan Rogoziński, *A Brief History of the Caribbean, from the Arawak and Carib to the Present*, New York, 1999, Revised ed., 2000, p.266; Bunce, *op. cit*., p.48.

[23] Alex Dupuy, *Haiti in the World Economy. Class, Race, and Underdevelopment since 1700*, Boulder and London, 1989.

いるように，「アメリカ合衆国による占領はハイチ人を未開で『野蛮』な，病んだ小農民として外国に伝える傾向を拡大し，でたらめなハイチ人像がハリウッド映画や大衆的なメディアで広めていくことになる[24]」ことである。代表的には，ウィリアム・シーブルック『魔術の島』(1929 年)，ファースティン・ワーカス，ダドリー・タネイ『ゴネイヴの白人王』(31 年)，ジョン・ヒューストン・クレージの『ブラック・バクダッド』(33 年) と『人食い従兄弟』(34 年) などの，多くはハイチに派遣された海兵隊員が書いた小説類によって，「おぞましき暗黒呪教ヴードゥー」「非文明国ハイチ」といった言説が広く流布されたのである。

3．アメリカによる軍事占領と植民地責任

アメリカによるハイチ軍事占領は，植民地責任の定義 ―「他国・他地域の領土・領域を侵犯し，自国領土化し，あるいは自国権益のもとにおき，ないしは自国の経済的勢力圏のもとに組み入れ，それによって植民地住民に甚大な被害を与えたことに対する責任」― に合致する。軍事占領下の強制労働徴用や「カコ」に対する武力弾圧と虐殺などは，植民地犯罪の定義 ―「植民地住民に対する暴力，虐殺，略奪，侮辱行為，強制労働徴用，奴隷化など」― に合致する。また，軍事占領による国家主権の侵害は，清水が問題提起した「民族の平和に対する罪」―「本来，独自の政治的・文化的アイデンティティをもつ地域に対して，その平和的存続を阻害し，一方的に自国の植民地と化すること」― にあたるものであろう。

では，軍事占領に対して，当時のハイチ人はどのような異議申し立てをしたであろうか。この点で参照に値するのはアーサー・C・ミルズパーフの『アメリカ支配下のハイチ，1915～1930 年』(1931 年) である。ミルズパーフは 1927 年から 29 年まで財務顧問と関税局長を兼務したアメリカ人であり支配する側の人物だが，その彼は，「カコ」による抵抗運動のほかに，20 年から 21 年にハイチとアメリカの双方で海兵隊や憲兵隊による残虐行為に対する非難が噴出したこと，21 年 5 月にはハイチ人代表が占領に抗議するためにワシントンへ出向いたこと，29 年には農科大学生や税関労働者のストが起こったことなどを指摘している。ミルズパーフは，また，アメリカの法律家 24 名が「アメリカ=ハイチ条約」の即時廃棄を要求したことにも触れている[25]。

筆者は確認できていないが，永原によれば，ダルティグナーヴ政権下の 1918～21 年に教育大臣と農業大臣を歴任したダンテ・ルイ・ベルギャルドが国際連盟で軍事占領の不当性を訴えたとのことである。永原は，また，22 年に起こった南アフリカとの国境地帯に住む「ボンデルスヴァルト」に対する南アフリカ軍による空爆に関して，ベルギャルドが国際連盟の常設統治委員会で南アフリカに補償を要求した事実から，彼の主張は植民地責任論の萌芽と言えるものだった，と指

[24] シドニー・W・ミンツ『[聞書] アフリカン・アメリカン文化の誕生』藤本和子編訳，岩波書店，2000 年，252 頁。

[25] Arthur C. Millspaugh, *Haiti under American control, 1915–1930*, 1931, Rep. Westport, Connecticut, 1970, pp.95–98. だが残念ながら，ミルズパーフは個々の事実についての詳細を書いてくれていない。

摘している[26]。

軍事占領はハイチにおけるナショナリズム，アイデンティティを覚醒させる契機ともなった。すなわち，ジャン・プリス=マルス，ジャック・ルマン，ジャック=ステファン・アレクシなどに代表される作家や思想家による，アフリカ的農村文化とヴードゥーを再評価する「農民小説」をとおしての「原住民主義 indigénisme」や，「ネグリチュード négritude」につながる潮流である。だが，その思想潮流は後にデュヴァリエの「黒人主義」によって換骨奪胎され，エミール・オリヴィエなど少なからぬ知識人はカナダやアメリカへの移住や亡命を余儀なくされることとなる。

現在のハイチではアメリカによる軍事占領の責任を問う声は聞かれない。なぜ責任を問わないのであろうか？　中野がヒスパニックとアメリカとの関係について指摘したのと同じように，ハイチとアメリカとの関係が「あまりにも微妙な」「現在的な争点」であり，10 億ドルを超える対外借款の過半がアメリカのものであることや 2006 年の時点でアメリカの対ハイチ経済協力実績が 2 億ドルに達することに配慮した「生存戦略」なのかもしれない。あるいは，ハイチに完全な「脱植民地化」があり得るのか，その有効な方法は何かをハイチ人自身が見出し得ていない故の甘受と言うべきかもしれない。

ハイチと同様に，現在のアメリカでもかつての軍事占領を問題視する声はほとんど聞かれない。披見の限りでは，例外は二人だけである。その一人は前出のピーター・バンスであり，彼は「主権国家がこのような条約〔1915 年の「アメリカ=ハイチ条約」〕を締結するなどということは想像しがたい。……国際法に照らしても合法性は疑わしい[27]」と書いている。ただし，バンスは国際法上の「非合法性」については吟味していない。もう一人の例外はノーム・チョムスキーである。彼は，アリスティドが大統領辞任と出国を余儀なくされた 2004 年 2 月末のクーデタの直後に発表した「ハイチに関するコメント」のなかで，「アメリカとフランスがまずもって為すべきことは明瞭である。ハイチに対する莫大な補償を支払うことから始めるべきである（この点では，フランスはアメリカよりもはるかに欺瞞的で恥ずべきものがある）[28]」と書いたことがある。

ここで，「はじめに」で触れておいた，アメリカでは海外植民地帝国であるという自覚が希薄で，アメリカの支配を受けた側も植民地責任論の対象としてこなかったのはなぜか，という問題に言及したい。結論を言えば，それは，アメリカが帝国主義的な世界戦略を遂行するにあたって，植民地問題が顕在化しない，あるいは植民地責任が問われることのないような手法が取られたことに起因するものと思われる。よく知られるように，19 世紀末から 20 世紀初頭のアメリカ国内には海外植民地の獲得に対する根強い反対があった。それには，アメリカ的な自由主義と民主主義の

[26] 永原陽子「植民地体制の国際化と『植民地責任』── 南部アフリカを手がかりに」(2010 年度歴史学研究会大会全体会報告)，『歴史学研究』872 号，2010 年，7 頁。

[27] Bunce, *op. cit*., pp.18-19.

[28] Noam Chomsky, “Commentary on Haiti” (http://www.chomsky.info/articles/20040309.htm); Chomsky, “The ‘Noble Phase’ and ‘Saintly Glow’ of US Foreign Policy”, in: Noam Chomsky / Paul Farmer / Amy Goodman (eds.), *Getting Haiti Right This Time: The U.S. and The Coup*, Monroe and Maine, 2004, p.9.

理想を守ろうとする潮流や，国内の黒人差別・移民排斥の動きとも連動する人種主義的偏見，伝統的な孤立主義の理念などの背景があった[29]。そのために，ヨーロッパ列強とは異なって，公式の植民地を獲得することや，永続的な直接統治が避けられたのである。ハイチ史に即して言えば，1915 年の「アメリカ=ハイチ条約」が 10 年間（あるいは最長でも 20 年間）の期限付きの条約とされたことや，「裏庭化」が達成されれば，「ハイチ共和国銀行」をはじめ行政機関の多くをアメリカの統制下に残しつつも，警察機構などはアメリカによる監督制度を廃止して「ハイチ化」されたことに現われている。しかし，軍事占領は，その実態からして，植民地責任と植民地犯罪に，そして「民族の平和に対する罪」にもあたり，総じて，アメリカのハイチに対する植民地責任は免れ得ないものである。

アメリカによる軍事占領の経緯と占領下の政策を具体的に分析してアメリカの植民地責任に焦点をあてた以上の検討からは，ハイチ史の全体における植民地責任のあり様を次のようにまとめることができよう。── アメリカによる軍事占領の直接の契機はハイチの政情不安にあったが，その政情不安の底流には国家債務の累積と経済の疲弊があった。つまり，アメリカによる軍事占領はフランスによる植民地支配による負の遺産が誘因となっている。だとすれば，改めてフランスの植民地責任が，そして，フランスの植民地責任に起因する負の遺産を増幅した軍事占領の責任が浮き上がってくる。要するに，ハイチ史におけるフランスの植民地責任とアメリカの植民地責任との一体（共犯・連続・加重）性を指摘しなくてはならない，ということである。

もとより，今日のハイチの国情を特徴づける貧困や危機，国民的統合の欠如の責めの一切をフランスとアメリカの植民地責任にのみ帰すわけにはいかない。植民地支配の負の遺産を払拭して「世界の最貧国の一つ」という汚名を返上し，また，黒人とムラートとの間の対立・反目を克服するために「団結は力なり L'union fait la force」という建国以来の国の標語を内実化する，そのためのハイチ人自身の営為についても問われなければならないのは言うまでもない。とはいえ，それと同等に，あるいはそれ以上に，フランスの植民地責任に由来する負の遺産とこれを増幅してきたアメリカの植民地責任が問われなければならないであろう。

クリストフ・ヴァルニー，彼は 1993 年から 96 年までアリスティド大統領の顧問を勤めたことのある人物で，『ハイチは存在しない』（2004 年）[30] というショッキングなタイトルの本の著者だが，そのヴァルニーは 2010 年 2 月の『ル・モンド・ディプロマティーク』誌に寄せた論説「ハイチ，悲惨の地層」のなかで次のように書いている。

> 大地震は天災なのだろうか。半分はそうだ。ハイチ人のせいなのか。けっしてそんなことはない。宿命なのか。安易に過ぎる。呪いなのか。多分そうだ。しかし，どんな呪いなのか。

[29] 志邨前掲「革新主義改革と対外進出」159 頁。

[30] Christophe Wargny, *Haïti n'existe pas: 1804-2004, deux cents ans de solitude*, Paris, 2004. ヴァルニーは，ハイチの「国民」も「国家」も，したがって「国民国家」もその体をなしていないとする。

呪いはどこからやって来たのか。はるか遠い昔からである。ハイチはその誕生の時の高い代価を今も払いつづけているのだ。……今回のアメリカの軍事介は 16 年間で 3 回目になる。だが，1 世紀にわたって干渉を重ねた軍事介入はなんの解決にもならなかった。……オバマの介入は人道支援が主だと信じたい。だが，アメリカのカリブ海政策を貫いている要因を想起せずにはいられない。南北アメリカをアメリカ人のために，というモンロー主義が「西半球」の他のどこよりも熱心に実践されてきたのがカリブ海地域なのである[31]。

このヴァルニーの論説は，フランソワ・ブランパンが 2010 年 1 月 22 日付『ル・モンド』紙に寄せた論説「ハイチの歴史が教えること」で，大地震からの復興を展望するには，未曾有の被害が発生したのはなぜかを植民地時代から独立を経て現代にいたるまでの長い歴史のなかで解明することが不可欠であると指摘している[32] のと同じ趣旨であり，それらの議論は，「大地震は今も根強く残る植民地支配の負の遺産とハイチが抱える深刻な問題を激烈かつ悲劇的なかたちで露出させた[33]」と見る筆者の認識とも基本的に一致し，これを補強するものであろう。

おわりに

近年，海外におけるハイチ革命研究は目覚ましい進展を見せている。その研究動向の特徴は，「フランス（革命）とハイチ」といった一対一の対面関係にとどまらず，「大西洋史 Atlantic History」あるいは「大西洋世界 Atlantic World」という概念による広い視野での分析，さらには「脱植民地化」やポストコロニアル，「普遍的自由」といった長期的なパースペクティヴでの研究へと深化してきていることである[34]。

ひと頃まで，ハイチ革命はマージナルな歴史であった。しかし，今日では，アメリカ独立革命およびフランス革命と並ぶ（あるいは，「超える」とする論者もいる）18 世紀の三大革命の一つと位置づけられて，近代世界史上の意義が力説されるようになった[35]。なかでも特筆すべきは，「普遍的自由」の実現という人類史的課題を展望するうえでハイチ革命は決定的に重要な意味を持っていることが異口同音に指摘されていることである。その点は国際機関の動向にも見られる。たとえば，2002 年 12 月 18 日の国連総会はハイチ独立 200 周年にあたる 2004 年を「奴隷制に対する闘いとその廃止を記念する国際年」とすると宣言したが，それは「奴隷たちによる闘いとレジス

[31] Wargny, “Haïti, La tectonique de la misère” (http://www.monde-diplomatique.fr/2010/02/WARGNY/18798)

[32] François Blancpain, “Ce que l’histoire d’Haïti nous enseigne” (http://www.lemonde.fr/idees/article/2010/01/22/ce-que-l-histoire-d-haiti-nous-enseigne-par-francois-blancpain_1295065_3232)

[33] 浜「[時評] ハイチの大地震と『植民地責任』」『歴史学研究』868 号，2010 年，41 頁。

[34] この点は，浜前掲「ハイチ革命再考」で詳論した。

[35] たとえば，マルセル・ドリニーは 1773 年から 1802 年までを「諸革命の時代」とするが，その諸革命の「三つの極」として挙げたのは，アメリカ独立革命とフランス革命，そして「反奴隷制革命の震央」となったハイチ革命である。Marcel Dorigny, *Révoltes et révolutions en Europe et aux Amériques, 1773-1802*, Paris, 2004.

タンスの，そして自由・平等・尊厳・人権という原則の勝利のシンボルである最初の黒人国家ハイチの独立宣言を顕彰する」ためであった。かくして，反レイシズムと反奴隷制，反植民地主義という性格を持つハイチ革命の世界史的意義は共通認識となったと言ってよい。

そこで改めて浮き上がってくるのが，先駆的な黒人奴隷解放と独立という輝かしい歴史を持つにもかかわらず，現在，極度の貧困に喘いでいるのはなぜなのか，栄光の歴史と現在の苦難との間の大きな落差のよって来る所以をどのように説明できるかという問題である[36]。このハイチ史研究の焦点的な課題に迫るうえでも，植民地責任の概念は有効である。

ハイチ史におけるフランスとアメリカの植民地責任についての検討をとおして得られる結論は，現代ハイチの貧困が，以下に挙げる歴史的要因の複合あるいは重層に求められるということである。すなわち，モノカルチャーとプランテーション・システムと黒人奴隷制を三位一体としたフランス領植民地時代の支配のあり方に起因する負の遺産，「近代史上唯一成功した奴隷革命」によって誕生した世界史上最初の黒人共和国に向けられた恐怖と警戒と蔑みの眼差し，独立して間もなく多くの困難を抱えた新生国家を承認する見返りにフランスが課した「賠償金」という名の制裁，経済の疲弊化と政情不安に乗じた 1915 年の軍事占領に始まり今日までのおよそ 1 世紀に及ぶアメリカによる支配である。

端的に言えば，先駆的な黒人奴隷解放と独立という輝かしい歴史を持つ「にもかかわらず」極度の貧困に喘いでいる，という表現には留保が必要であり，むしろ，先駆的な黒人奴隷解放と独立の国「であるが故に」貧困化へと向かったと言うべきであろう。別言するなら，独自の歴史的・文化的なアイデンティティを持つハイチの平和的存続を阻害してきた周辺世界のあり方こそが問われなければならない，ということである。

「脱植民地化」の課題は，多かれ少なかれカリブ海地域の全体にあてはまるであろう。周知のように，カリブ海地域は第一次世界大戦後の「民族自決」論の埒外に置かれ，独立の達成は遅れた。第二次世界大戦直後の独立国はハイチ（1804 年），ドミニカ共和国（1844 年），キューバ（1902 年）の 3 カ国のみであり，ジャマイカ，トリニダード・トバゴ，バルバドス，ドミニカ国など旧イギリス領の 10 カ国の独立は 1962〜83 年を待たねばならず，しかもその多くは独立後もイギリス国王を元首にいただく立憲君主制である。フランス海外県であるマルティニクやグァドループをはじめ，アメリカの自由連合州であるプエルトリコ，オランダ領アンティール諸島を構成してオランダの女王を元首にいただく自治領の地位にとどまるアルバ，ボネール，キュラソーなどは，いずれも「脱植民地化」は未完成である。

かつて石塚道子が，カリブ海世界は「出口なき混迷の」状態にあるとして，次のように書いていたことが想起される。

---

[36] この問題は筆者の年来の研究課題であり，拙著『ハイチ革命とフランス革命』北海道大学図書刊行会，1998 年と『カリブからの問い ── ハイチ革命と近代世界』岩波書店，2003 年でも論及したが，最近では，『ハイチの栄光と苦難 ── 世界初の黒人共和国の行方』刀水書房，2007 年で平易に論じた。

革命後のハイチが到達した地位は「世界の最貧国」である。そして，これが，カリブ海地域の人々が押しなべて抱く忌避すべき独立後の国家状況モデルとしてのハイチなのである。「ハイチ化の脅威」とはすなわち，プランテーション制によって周辺化されたカリブ海地域に完全な脱周辺化があり得るのか，その有効な方法は何かを見出せないまま生きざるを得ないカリブ海地域の人々の，ハイチ人を含めて，未来への不安の総称であるといえよう[37]。

筆者は拙論「[時評] ハイチの大地震と『植民地責任』」の末尾で次のように書いた。

ハイチ貧困化の諸要因は，フランス領植民地時代から起算しただけでも300年余という長い歴史のなかで形成され，かつ相互に関連するものであるだけに，その根は深く広い。……大地震からの復興と国の再建は，多くの困難を伴う重い課題であり，50年あるいは100年を単位とする時間を想定しなければならないであろう。それは，ハイチという一国の域を越えた，すぐれて世界（史）的な課題である[38]。

カリブ海地域の「脱植民地化」もまた世界（史）的課題である。今後は，カリブ海地域の植民地化と脱植民地過程における旧宗主国ごとの植民地責任にとどまらず，それらを総体として検討する必要があろう。それは，「コロンブス」に始まる近代世界史の再構築という課題につながるに違いない。

[付記] 本稿は，2010年12月11日に東京外国語大学で開催された「脱植民地化の双方向的歴史過程における『植民地責任』の研究」2010年度第3回研究会における報告原稿に加筆と修正をほどこして，論文の形に書き改めたものである。

[37] 石塚道子「カリブ海世界とは」石塚道子編『カリブ海世界』世界思想社，1991年，26頁。
[38] 浜前掲「[時評] ハイチの大地震と『植民地責任』」41-42頁。